

令和5年第2回定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	「三重県文化振興計画（仮称）」素案について	1
2	「三重県多文化共生推進計画」中間案について	5
3	「安全で安心なみえのまちづくりアクションプログラム（第3弾）」中間案について	9
4	「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」中間案について	12
5	三重県地球温暖化対策総合計画の進捗状況について	15
6	各種審議会等の審議状況について	18

別冊 1-1	三重県文化振興計画（仮称）素案
別冊 1-2	「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果（速報値）
別冊 2	三重県多文化共生推進計画 中間案
別冊 3	安全で安心なみえのまちづくりアクションプログラム （第3弾）中間案
別冊 4	三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）中間案
別冊 5	三重県地球温暖化対策総合計画の進捗状況について

令和5年12月12日
環境生活部

1 「三重県文化振興計画（仮称）」素案について

1 検討状況

「三重県文化振興計画（仮称）」（以下、「計画」という。）の策定に向けて、令和5年10月27日に第1回三重県文化審議会を開催し、計画策定に係る諮問を行うとともに、計画骨子案についてご意見をいただきました。

また、計画策定の参考とするため、県民の皆さん5,000人を対象に「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」を実施しました。（別冊1-2参照）

第1回三重県文化審議会でもいただいたご意見と上記調査の結果をふまえ、計画の素案を作成し、11月29日開催の第2回三重県文化審議会にて審議を行いました。（別冊1-1参照）

2 計画素案の概要（別紙参照）

（1）計画の位置づけ

本計画については、「三重県文化振興条例」第9条に規定する基本的な計画として位置づけるとともに、「強じんな美（うま）し国ビジョンみえ」、「みえ元気プラン」を文化政策の観点から具体化する個別計画として位置づけます。

また、本計画については、「文化芸術基本法」第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づけるものとなります。

（2）計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

（3）計画の基本目標

本計画では、県民一人ひとりが自主性と創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育みながら、日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できるとともに、文化の力を生かして、観光や地域づくりなど幅広い分野と連携することで、活力ある三重県の実現に取り組むこととし、「文化の力で心豊かに活力ある三重を実現」を基本目標とします。

（4）基本方針と基本施策

基本方針	基本施策
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	（1）県民の文化に対する関心及び理解の醸成 （2）県民の鑑賞等の機会の充実 （3）高齢者、障がい者等の文化活動の充実 （4）子どもたちの文化活動の充実 （5）文化活動への支援 （6）文化施設の充実

基本方針	基本施策
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7) 文化の担い手の育成及び確保 (8) 顕彰
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9) 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(10) 文化を生かした地域の活性化 (11) 文化と観光等との連携 (12) 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成 (13) 三重の文化の魅力の発信と交流の推進

(5) 3つの重点施策

特に重点的に取り組む施策を重点施策として位置づけ、以下の3つに取り組みます。

●重点施策1 県民の文化に対する関心及び理解の醸成

県立文化施設の開館周年や大阪・関西万博等を契機とし、特別感のある企画展やワークショップ等を開催するとともに、県立文化施設間での連携イベントを実施し、県民の皆さんが文化や芸術にふれ親しむきっかけとなるよう取り組みます。

●重点施策2 子どもたちの文化活動の充実

子どもたちが主役となって日頃の活動の成果を発表できるイベントや、柔軟な感性をもっている幼少期から質の高い芸術作品等にふれ親しむことができる取組を推進します。

●重点施策3 文化と観光等との連携

県立文化施設を「三重の歴史や文化を知る・学ぶ拠点」として位置づけ、三重の文化についての理解を深める機会を創出するとともに、様々な媒体を活用し、その魅力を発信します。さらに、県立文化施設を中核とした文化観光を県内全域にも展開していきます。

(6) 計画の推進と進行管理

- ・ 県は、県民の皆さん、文化団体等、教育機関、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県庁内における横断的な連携体制を構築します。
- ・ 成果指標を設定し、毎年度の事業成果について評価・検証し、PDCAサイクル

による進行管理を行います。また、評価・検証にあたっては、第三者評価（外部評価）を活用するため、有識者等による「評価・推進会議（仮称）」を設置します。

3 三重県文化審議会での主な意見

（第1回：令和5年10月27日開催、第2回：令和5年11月29日開催）

- ・ この計画が県の総合計画の個別計画であることや、社会変化の速さに対応していくためにも、計画期間については3年でよいのではないかと。
- ・ 県民の皆さんへのアンケート調査で、文化の振興が図られることで期待する効果として「心の豊かさ、やすらぎを感じられること」が最も多かったという結果を受け、基本目標の「心豊かに」として反映させた点は評価したい。
- ・ 計画が総花的にならないよう、何を重点的に取り組むべきか絞り込むことも必要である。
- ・ 観光との連携は重要であり、地域のDMOなどとしっかりと連携すべきである。
- ・ 子どもたちが文化にふれる機会について、その経験が将来的に生きるように、取組は継続してもらいたい。
- ・ 地域では、子どもたちが本物の演奏を聴く機会は限定される。また、本にめぐりあうためにも遠くの図書館に行く必要がある。このような地域格差についても取り組んでもらえるとありがたい。
- ・ 将来的には、本県にも文化団体等に対して助言などを行うアーツカウンシルが必要だと感じている。この3年間の計画期間では、文化団体等の課題や現状を調査するための期間としてもよいのではないかと。

4 今後のスケジュール

三重県文化審議会での審議や議会、関係部局、市町、パブリックコメント等での意見をふまえ、今年度中に策定を行います。

- 12月中旬 素案のパブリックコメント、市町への意見照会等
- 2月下旬 第3回三重県文化審議会（最終案の審議）
- 3月 環境生活農林水産常任委員会で「最終案」を説明
知事への答申
教育委員会への意見照会
計画策定（公表）

1 はじめに (素案 P1、2)

計画策定の趣旨・位置づけ

▶ 社会情勢や国の動向等を踏まえ、「三重県文化振興条例」第9条に規定する「文化の振興等に関する基本的な計画」として策定（また、「文化芸術基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置付ける）

計画期間

▶ 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

対象とする文化の範囲

▶ 「文化芸術基本法」、「三重県文化振興条例」の規定を踏まえた分野（芸術／芸能／生活文化／国民娯楽／文化財等／伝統芸能等／伝統工芸）

2 計画の背景 (素案 P3～15)

文化を取り巻く状況

▶ **社会情勢**

- ・人口減少と少子高齢化の進行
- ・新型コロナウイルス感染症の影響
- ・デジタル技術の進展
- ・外国人旅行者の増加
- ・大規模災害のリスクの高まり

▶ **国の動向**

- ・「文化芸術基本法」の改正
- ・「障害者による文化芸術の推進に関する法律」の制定
- ・「文化財保護法」の改正
- ・「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定
- ・「博物館法」の改正
- ・「第2期文化芸術推進基本計画」の策定

「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題

▶ **施策の方向性1 人材の育成**
【課題】コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減 など

▶ **施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用**
【課題】文化資源を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動への更なる支援 など

▶ **施策の方向性3 新たな価値の創出**
【課題】観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進 など

▶ **施策の方向性4 情報の発信**
【課題】地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報の収集・発信 など

▶ **施策の方向性5 文化拠点機能の強化**
【課題】コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実 など

「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果 (R5.11.10時点の速報値)

▶ 県民の皆さん5,000人を対象にアンケート調査を実施（調査期間R5.10.13-27、回収数2,427、回収率48.5%）

● 本県の文化的な環境を今よりも充実させるために重要なこと（複数回答、上位5項目、%）

子どもたちが文化・芸術に親しむ機会の充実	38.4
公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実	27.6
地域の芸能や祭りなどの継承・保存・活用	22.5
文化・芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実	19.4
ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実	19.0

3 計画の基本目標と基本方針 (素案 P16～21)

取り組むべき課題

- コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
- 次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実
- 人口減少や少子高齢化が進む中での文化活動の推進と人材の育成
- 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

基本目標

文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

4つの基本方針

- 1 環境をつくる
- 2 人を育てる
- 3 歴史をつなぐ
- 4 文化を生かす

3つの重点施策

- ▶ **重点施策1** 県民の文化に対する関心及び理解の醸成
- ▶ **重点施策2** 子どもたちの文化活動の充実
- ▶ **重点施策3** 文化と観光等との連携

4 施策の展開 (素案 P22～39)

施策の展開

基本方針	基本施策
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1) 県民の文化に対する関心及び理解の醸成 (2) 県民の鑑賞等の機会の充実 (3) 高齢者、障がい者等の文化活動の充実 (4) 子どもたちの文化活動の充実 (5) 文化活動への支援 (6) 文化施設の充実
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7) 文化の担い手の育成及び確保 (8) 顕彰
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9) 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(10) 文化を生かした地域の活性化 (11) 文化と観光等との連携 (12) 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成 (13) 三重の文化の魅力の発信と交流の推進

5 計画の推進と進行管理 (素案 P40～42)

各主体に期待される役割／県の責務・推進体制 等

- ▶ 県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等がそれぞれの立場に応じて連携・協働
- ▶ 県は、各主体、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ▶ 県は、県庁内における横断的な連携体制の構築
- ▶ 県と市町は、効果的な連携を実現するための仕組みを構築

進行管理

- ▶ 指標と数値目標を設定し、毎年度事業成果の評価・検証を行い、PDCAサイクルによる進行管理を実施
- ▶ 有識者等による「評価・推進会議（仮称）」を設置

成果指標

項目	指標	現状値 (R4)	目標 (R8)
1 環境をつくる	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	75.5%	76.6%
	県立文化施設の利用者数	98.2万人	140万人
2 人を育てる	文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数	27,014人	33,500人
	文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の参加者数	1,104人	1,950人
3 歴史をつなぐ	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	72件	92件
4 文化を生かす	県立文化施設を中核とした文化観光ルートを構築した地域数	-	5件 (累計件数)

2 「三重県多文化共生推進計画」中間案について

1 改定の経緯

「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」の改定について、令和5年10月の環境生活農林水産常任委員会において、その基本的な考え方をお示ししたところです。

今般、三重県多文化共生推進会議をはじめとする有識者会議や議会のご意見をふまえ、中間案を取りまとめました。

令和5年1月1日現在、県内の外国人住民数が57,312人と過去最多を更新していることや、特定技能制度の見直し等により、今後も外国人住民の増加が見込まれることから、多文化共生社会づくりに向けた取組を一層推進していくため、これまでの「多文化共生社会づくり指針」を「多文化共生推進計画」に改め、計画的・体系的に進めていきます。

2 三重県多文化共生推進計画（中間案）の概要

（1）計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

（2）三重県がめざす多文化共生の地域社会像

- 多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています。
- 多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています。

（3）基本施策

①多文化共生の意識定着と参画促進

外国人住民と日本人住民が、互いの生活環境や文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで共に地域社会を築いていけるよう、多文化共生の基本理念や正しい人権意識の普及啓発に取り組みます。

（ア）外国人住民と日本人住民の相互理解の促進

- ・多文化共生に係る啓発月間（1月）における、県内全域での啓発取組の実施【新】
「多文化共生フォーラム（仮称）」の開催【新】
- ・国際交流員による多文化共生に関する出前講座の実施

（イ）「やさしい日本語」と日本語学習の必要性の啓発

- ・「やさしい日本語」の活用のための手引き書の作成および市町や経済団体等関係機関への周知【新】
- ・外国人を雇用する事業所に対する「やさしい日本語」の使用および外国人従業員への日本語教育の必要性についての啓発【新】
- ・各市町と連携し、新たに転入する外国人に、県内の日本語教室一覧等、日本語学習に活用できるツールを案内【新】

②外国人住民の安全・安心な生活環境づくり

ライフステージに応じた適切な支援の観点から、関係部局と連携し、多言語での情報提供や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が安全に安心して生活できる環境整備に取り組みます。

（ア）行政・生活情報の「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供

- ・行政用語は外国人にとって理解しづらいということを念頭におき、関係部局においては、外国人の目線に立った情報提供に努めるとともに、防災や医療など命に係る情報については、「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供を強化【新】

- ・「県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）」において、行政情報や生活に必要な情報を随時提供
- (イ) 相談体制の充実
 - ・「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において外国人住民の生活全般にわたる相談に対応するほか、弁護士や出入国在留管理局等による専門相談を実施
 - ・MieCoにおける相談事例について、国、県、市町、外国人支援団体等の関係機関による情報の共有や対応策の検討【新】
- (ウ) 安全対策の強化
 - ・外国人患者が安心して受診できる環境整備のための医療通訳人材の育成【新】
 - ・災害発生に備えた「外国人防災リーダー」の育成や、避難所における外国人受入訓練の実施
- (エ) 生活支援の充実
 - ・外国人児童を多数受け入れている保育所における保育士の加配
 - ・県立高校における「就職実現コーディネーター」による外国人生徒の就職支援
 - ・外国人雇用企業における法令順守や働きやすい職場環境の整備に向けた啓発

③外国人住民への日本語教育の推進

生活のための日本語については、習得を必要とする全ての外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町や国際交流協会、外国人支援団体、外国人を雇用する企業等と連携し、県内の日本語教育の体制整備に取り組みます。

また、学校教育における日本語指導については、外国人児童生徒が日本語で学力を身につけることができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

(ア) 日本語教室の体制整備

- ・市町の主体的な日本語教室の開設につなげるため、先進事例の共有等を行う市町向け研修会を実施
- ・地域日本語教育コーディネーターを活用し、日本語学習支援者の育成に取り組む市町や国際交流協会に対する支援を実施
- ・県全域を対象としたオンライン日本語教室を実施【新】

(イ) 外国人住民のライフステージや実情に応じた日本語教育の推進

- ・就学前児童や子育て世代のための日本語教育を推進するため、市町による多文化子育てサロン設置の先進事例の共有を行う市町向け研修会を実施【新】
- ・学校教育における、生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程による指導
- ・商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会、中小企業団体中央会等の経済団体の協力を得ながら、外国人雇用企業への日本語教育の実施を啓発【新】

(ウ) 日本語教育推進体制の整備

- ・地域日本語教育コーディネーターによる、日本語教室や市町・企業等からの相談への対応や、必要な情報・課題の提供を行うための体制整備
- ・日本語教育の推進における、日本語教育機関および高等教育機関との連携方策を検討【新】
- ・外国人住民のサポートに役立つ情報を掲載するサイト「三重県日本語教育プ

ラットフォーム」の運用を通じて、市町や国際交流協会、日本語教室、外国人従業員を雇用する企業等、日本語教育に携わる各主体間の情報共有や連携を促進

④ライフステージに応じた支援

関係部局や市町等と緊密な連携を図りながら、妊娠・子育て・教育・就労・医療・介護など、ライフステージに応じて必要となるサービスを整理し、外国人住民がこれらのサービスを切れ目なく享受できるよう取り組みます。

3 施策の目標設定と進行管理

本計画の進行管理にあたっては、数値目標の達成状況や取組の進捗状況を年度ごとに評価し、三重県多文化共生推進会議に報告するとともに、県のウェブサイトで公表します。

また、社会経済情勢の変化や国の施策の動向等をふまえ、適宜内容の見直しを行います。

目標	指標	現状値 令和4 (2022) 年度	目標値 令和8 (2026) 年度
多文化共生の意識定着と 参画促進	多文化共生の社会になっている（外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっている）と感じる県民の割合	37.9%	47.9%
	市町における多文化共生に関する計画等の策定状況（累計）	6 市町	15 市町
外国人住民の安全で安心な生活環境づくり	「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の相談対応における連携機関数	現状値を把握のうえ 最終案までに目標値を設定	
	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（累計）	3 市町	6 市町
外国人住民への日本語教育の推進	多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）	62 団体	137 団体
	日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	小学校	小学校
		79.0%	100%
		中学校	中学校
90.9%		100%	
高等学校	高等学校		
62.5%	100%		

4 今後のスケジュール

三重県多文化共生推進会議等における審議や議会からの意見、パブリックコメント等をふまえ、今年度中に改定を行います。

- 12月～1月 パブリックコメントの実施
- 2月 外国人住民や有識者等への「最終案」に係る意見聴き取り
- 3月 環境生活農林水産常任委員会で「最終案」を説明
計画策定（公表）

ライフステージ別支援一覧

	未就学期 ※5歳頃まで	学齢期（小学校～高校） ※6歳～18歳頃まで	青年期～成人期 ※19歳～64歳頃まで	高齢期 ※65歳以上
1 多文化共生の意識定着と参画促進	①外国人住民と日本人住民の相互理解の促進		●国際交流員を派遣して多文化共生や異文化理解に係る出前授業の実施	
	●多文化共生月間を中心に、関係部局や市町と連携し、外国人住民と日本人住民の相互理解を促し、多文化共生の基本理念を普及させるための啓発事業の実施			
2 外国人住民の安全安心な生活環境づくり	②「やさしい日本語」と日本語学習の必要性の啓発			
	●日本人への「やさしい日本語」の使用の呼びかけ		●外国人への生活に必要な日本語の習得の呼びかけ	
3 外国人住民への日本語教育の推進	①行政・生活情報の多言語化及び「やさしい日本語」での提供			
	外国人住民が必要とする行政情報の多言語化およびやさしい日本語での提供（特に防災や医療など命に関わる可能性がある情報は取組の強化）			
	●MieInfoによる適切な情報の提供 ●三重県HPの多言語配信			
	②相談体制の充実			
	●MieCoの相談体制の充実		●労働相談の体制の充実	
	③安全対策の強化			
	●医療通訳の普及に向けた医療機関への啓発の実施 ●医療機関における外国人の受入れ環境の整備促進 ●国民健康保険の多言語パンフレット等での制度の周知			
	●外国人児童に係る相談体制の強化（24時間電話通訳や児童相談所への通訳の派遣）			
	●みえ災害時多言語支援センターの運営に向けた訓練の実施や関係機関との体制の強化		●市町と連携した外国人防災リーダーの育成	
	④生活支援の充実			
子ども・子育て家庭への支援 ●保育士の加配措置や通訳配置の支援 ●妊娠・出産・子育てに関する情報の提供		教育分野での支援 ●就学前支援教室（プレスクール）実施の働きかけ ●不就学等児童生徒への対応 ●就職実現コーディネーターの配置や就職・進学セミナーの実施		
住環境の整備 ●外国人が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、三重県居住支援連絡会による支援の実施		保健・福祉・介護分野での支援 ●社会保険制度（年金・医療・介護）の情報の提供 ●外国人介護人材への支援 ●外国人看護師や介護福祉士を受け入れる事業所における日本語の学習の支援		
		労働分野での支援 ●外国人住民向け職業訓練の実施 ●企業における受入れ体制の整備の支援		
		●県営住宅に入居する外国人住民からの相談に多言語で対応		
①日本語教室の体制整備				
●市町の日本語教室開設の支援 ●日本語学習支援者のスキルアップのための研修や学習教材等の情報の提供 ●日本語学習支援者の掘り起こしに取り組む市町や国際交流協会の支援				
●市町と連携し、県全域を対象としたオンライン日本語教室の実施				
②外国人住民のライフステージや実状に応じた日本語教育の推進				
●小中学校への外国人児童生徒教育対応教員、巡回相談員の配置		●高校への外国人生徒支援専門員や日本語指導アドバイザーの配置、日本語指導担当者研修の実施		
●日本語の習得を希望する外国人が容易に学習環境にアクセスできる環境の構築		●企業における従業員の日本語習得に係る取組の啓発		
③日本語教育推進体制の整備				
●日本語教育に携わる人材の育成やネットワークの構築				

【所管事項説明】
【参考資料】

3 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」中間案について

1 経緯

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」について、令和5年6月の環境生活農林水産常任委員会において、その骨子案をお示したところです。

今般、学識経験者や防犯ボランティアなどの有識者、関係機関等のさまざまな主体で構成する「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」での審議や関係部局、市町等からの意見をふまえ、中間案をとりまとめました。

2 中間案の概要（別紙参照）

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」は、「県民や事業者をはじめとした関係する皆さんと一緒に、安全で安心な三重の実現をめざす」という考え方であり、県民や事業者を取組（＝アクション）の重要な担い手として位置づけていることが特徴です。

そのため、「県民や事業者に期待するアクションの例」を記載して、各主体に対して取組を促し、一体となって安全で安心なまちづくりを進めていく内容となっています。

（1）計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

（2）改定のポイント（前プログラムからの主な変更点等）

犯罪・交通事故に遭わないための基本的な取組として、前プログラムから継続して掲載するアクションの例に加え、直近の犯罪情勢等（※）をふまえた新たなアクションの例を掲載しました。

（※）・「闇バイト」強盗と呼ばれる突発的な犯罪が発生

- ・防犯等ボランティア団体は「高齢化」や「担い手不足」が依然として課題
- ・高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺が増加

注力する方向性	種別	アクションの例
県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・「家を出るときは必ず鍵をかける」等の基本的な防犯意識を常に持ちましょう。 ・【新】「闇バイト」は一度登録すると逮捕されるまで抜け出せないなので、絶対に登録しないようにしましょう
	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・「飲酒運転はしない、させない、許さない」という強い自覚を持ちましょう
さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とのつながりを持つため、お祭り等のイベントに積極的に参加しましょう
	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・【新】「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」へ積極的に登録しましょう
犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある環境づくりに努める	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・【新】高齢の身内の方と頻繁に連絡をとり、特殊詐欺被害に遭わないよう注意喚起しましょう ・地域安全活動に参加するとともに、従業員がそれらの活動に参加しやすい環境をつくりましょう
	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所付近の横断歩道前で登下校時の子どもたちを見守るなど、地域交通安全活動に協力しましょう

(3) 新たな活動指標の設定

「意識づくり」、「地域づくり」及び「環境づくり」の観点から注力する方向性毎に「防犯」と「交通安全」に係る新たな活動指標を設定します。

注力する方向性	種別	活動指標	現状値	目標値
県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める	防犯	あらゆる広報媒体（SNS・広報誌等）を活用した防犯に係る情報発信件数	現状値を把握のうえ最終案までに目標値を決定	
	交通安全	あらゆる広報媒体（SNS・広報誌等）を活用した交通安全に係る情報発信件数	現状値を把握のうえ最終案までに目標値を決定	
さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める	防犯	安全・安心まちづくり地域リーダーの配置市町数	17市町	29市町
	交通安全	安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者数	386事業者	720事業者
犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある環境づくりに努める	防犯	防犯機能付き電話機幹旋件数	現状値を把握のうえ最終案までに目標値を決定	
	交通安全	通学路の安全対策が実施された箇所割合	95.1%	100%

3 今後のスケジュール

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議での審議や議会、関係部局、市町、パブリックコメント等での意見をふまえ、今年度中に改定を行います。

- 12月～1月 パブリックコメントの実施
- 1月 市町等への意見照会（最終案）
- 2月 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議（最終案の審議）
- 3月 環境生活農林水産常任委員会で「最終案」を説明
プログラム策定（公表）

安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）中間案の概要

プログラムの特徴

- 県民や事業者をアクションの重要な担い手として位置づけ、各主体に対する「期待するアクションの例」を記載
- 県だけでなく、県民や事業者等、多様な主体と連携しながら取り組むことを強調
- 市町との役割分担を明確化したうえ、緊密に協力・連携

改定の基本的な考え方

- 現プログラムにおける「めざす姿」及び「基本方針」は次期プログラムでも継続
- 残された課題や目標の達成状況、直近の犯罪情勢、県民意識の変化、関係団体の意見等をふまえ、個別の取組内容（アクション）や進捗を測る活動指標を新たに設定
- 直近の犯罪情勢・交通安全情勢をふまえ、時勢に応じたプログラムの内容とする

計画の期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

改定のポイント

- 注力する方向性をふまえ、県民や事業者の皆さんに期待するアクションを「意識づくり」、「地域づくり」及び「環境づくり」毎に防犯と交通安全に係るアクションを明確に分けて紹介
- 残された課題や目標の達成状況、直近の犯罪情勢、県民意識の変化、関係団体の意見等をふまえ、県民や事業者の皆さんに**期待する新たなアクションの例**を記載
- 「意識づくり」、「地域づくり」及び「環境づくり」の観点から注力する方向性毎に、「防犯」と「交通安全」に係る新たな活動指標を設定

【第3弾で新たに記載するアクションの例】

- （県民の皆さんに期待するアクション）
- 犯罪のターゲットにならないようSNS等で個人情報を発信しないようにしましょう。
 - 防犯活動の時間がなくても、「ながら」見守りをしてみましょう。
 - 高齢の身内の方と架空料金請求詐欺や還付金詐欺等の実際の手口について話し、特殊詐欺の被害から守りましょう。
- （事業者の皆さんに期待するアクション）
- 啓発ポスターを掲示したり、講話を行うなど従業員の皆さんへの飲酒運転根絶のための啓発に努めましょう。
 - 「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」に登録し、地域に活動をアピールしましょう。
 - 登下校時の子どもを見守るなど地域の子どもたちを交通事故から守る活動に協力しましょう。

4 「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」中間案について

1 経緯

「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」について、令和5年6月の環境生活農林水産常任委員会において、その骨子案をお示したところです。

今般、学識経験者、関係機関、自助グループ等の多様な主体で構成する「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」での審議や関係部局、市町等からの意見をふまえ、中間案をとりまとめました。

2 中間案の概要（別紙参照）

（1）計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

（2）計画の基本方針

三重県犯罪被害者等支援条例の基本理念に基づき、引き続き次の3つの基本方針を掲げ、犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）が受けた被害の早期回復・軽減、生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進します。

【基本方針】

- 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

（3）改定のポイント

第一期推進計画の成果や残された課題をふまえ、次のとおり計画を改定します。

①性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化について

刑法改正に伴う性犯罪の厳罰化、国の性犯罪・性暴力に対する相談体制強化、県が運営する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」に対する相談件数の増加等を受け、性犯罪・性暴力に対する取組を強化します。

【重点施策】

- 「みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化」
被害の潜在化を防ぐための広報活動の強化、支援内容の充実
- 「学校現場における犯罪被害への対応力の強化」
子どもの性犯罪・性暴力被害及び被害の潜在化を防ぐための取組強化

②総合的な支援体制の強化について

必要な支援が途切れなく提供できる社会の実現、および地域による支援内容の不均衡を改善するため、総合的な支援体制の強化に対する施策を強化します。

【重点施策】

- 「県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化」
関係機関との連携強化や市町の支援内容の充実

- 「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の充実」
支援従事者の対応力を向上させ、支援をつなぎ、かつ二次被害を防ぐための研修の充実

③ 県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化について

犯罪被害者等への誹謗中傷や心無い言動による二次被害が今なお続いていることや、相談先を知らないことから必要な支援を受けられず困難に苦しむ犯罪被害者等を防ぐため、県民理解の更なる促進のための取組を強化します。

【重点施策】

- 「犯罪被害を考える週間における広報啓発の実施」
- 「SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化」
啓発週間による集中的なイベント開催や街頭啓発と、あらゆる機会をとらえた広報啓発の強化
- 「犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施」
学校・事業者等幅広い層に対して、犯罪被害に遭った場合の配慮や二次被害防止への理解の促進

4 数値目標の設定

重点的に取り組む「性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化」「総合的な支援体制の強化」「県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化」の観点から、次の3つの数値目標を設定します。

重点取組	目標項目	現状値	目標値
性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化について	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	2,357人 （最終数値を記載）	延べ4,100人
総合的な支援体制の強化について	犯罪被害者等支援施策集等作成市町数	19市町 （最終数値を記載）	29市町
県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化について	「犯罪被害者等が受ける二次被害」の認知度	現状値を把握のうえ 最終案までに目標値を決定	

5 今後のスケジュール

三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会での審議や議会、関係部局、市町、パブリックコメント等での意見をふまえ、今年度中に改定を行います。

- 12月～1月 パブリックコメントの実施
- 1月 市町等への意見照会（最終案）
- 2月 三重県犯罪被害者等施策推進協議会（最終案の審議）
- 3月 環境生活農林水産常任委員会で「最終案」を説明
計画策定（公表）

計画の趣旨

犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）が受けた被害の早期回復・軽減、生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するために定めた「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

- 平成31年4月 三重県犯罪被害者等支援条例
- 令和元年12月 三重県犯罪被害者等支援推進計画 第一期（令和2年度～令和5年度）

計画の基本方針

- 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

計画の期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

第一期の成果

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

- 犯罪被害者等見舞金制度の運用及び早期給付（交付金支給による経済的負担の軽減）
- 関係団体との協定に基づく一時的な居住確保の体制づくり（安全な居住先の確保と仲介手数料免除による経済的負担の軽減）
- みえ性暴力被害者支援センターよりこの相談体制の強化（SNS相談開設、相談員増員、国と連携した24時間365日相談体制の構築）

犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

- 県内全市町の被害者支援体制整備（令和4年10月に県内すべての市町に条例・要綱が制定される→三重県の支援のベースが整う）

犯罪被害者等を取り巻く環境の変化・社会情勢の変化

- 性犯罪に対する厳罰化、性犯罪・性暴力に対する相談体制強化（刑法改正、子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ、男性向け相談窓口の開設）
- 犯罪被害者等施策の一層の推進の決定（犯罪被害給付金の抜本的強化、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設、地方における途切れない支援体制の強化等、犯罪被害者等支援施策強化に向け、政府が取組を開始）
- 犯罪被害者等に対するアンケートの結果、「行政手続きの補助」「付き添い支援」へのニーズが高かった。

計画改定の基本的な考え方

現計画の取組成果と課題を検証し、残された課題、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化・社会情勢の変化等をふまえ、有識者・関係機関の意見等を反映し改定

犯罪被害者等の置かれている状況

- 直接的被害…犯罪被害により命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われる等
- 心身の不調…精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、場合によってはPTSDなどの持続的な症状の発症
- 生活上の問題…医療費・弁護士費用などの支出、休職・退職による経済的困窮、自宅を失う等、平穏な日常生活を失う
- 二次被害の問題…周囲の心無い言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関の過剰な取材等により精神的苦痛を受ける

具体的施策

【重点施策】

- みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化**
 - 被害の潜在化を防ぐための広報活動の強化
 - PTSD治療に精通した精神科を含めた医療機関との連携、支援内容の充実
- 学校現場における犯罪被害への対応力の強化**
 - 子どもの性犯罪・性暴力被害発生時の対応力及び被害の潜在化を防ぐための対応力向上と連携強化
- 県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化**
 - 関係機関相互の連携による県全体で支援を提供できる体制づくり
 - 市町の支援内容の充実
- 犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の充実**
 - 支援従事者の対応力向上に向けた研修会の実施
- 「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施**
 - SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化
 - 啓発週間による集中したイベント開催・街頭啓発と、あらゆる機会をとらえ、さまざまな媒体を活用した広報啓発の実施
- 犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施**
 - 学校・事業者等幅広い層に対して、犯罪被害に遭った場合の配慮や二次被害防止への理解の促進

課題

性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化

- 相談ニーズが高まり、よりこへの相談件数は年々増加しているがよりこの認知度が低く、被害の潜在化が懸念される
- 被害者の年齢・性別・状態は多種多様、あらゆる状況に対応できるよう、体制の充実が必要

総合的な支援体制の強化

- 市町の支援体制も様々、対応力に差がある
- 支援内容に地域差がある

県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化

- 相談機関であるみえ犯罪被害者総合支援センターの認知度（10.9%）、よりこの認知度（17.2%）が低い
- 犯罪被害者等が受ける二次被害に関する認知度（56%）が半数程度しかない

5 三重県地球温暖化対策総合計画の進捗状況について

令和5年3月に改定した「三重県地球温暖化対策総合計画」（以下「総合計画」という。）において、2030（令和12）年度における三重県域の温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比47%削減、県の事務事業の実施による温室効果ガス排出量を2013年度比52%削減する目標を掲げ取組を進めていることについて、以下のとおり進捗状況を取りまとめました。（別冊5）

1 温室効果ガスの削減

（1）三重県域の排出状況

2020（令和2）年度の三重県域の温室効果ガス排出量は、23,772千t-CO₂（二酸化炭素（CO₂）換算。以下同じ。）でした。吸収源活動による吸収量655千t-CO₂を含めた温室効果ガス総排出量は23,117千t-CO₂となり、総合計画の基準年度である2013年度と比べて15.3%の減少、前年度と比べて3.1%の減少となっています。2013年度以降の排出量の推移をみると、国内外の経済動向などにより増減があるものの、概ね減少傾向にあります。（表1）

表1 県域の温室効果ガス排出量の推移（単位：千t-CO₂）

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		
								排出量	変化率	
									2013年度比	前年度比
二酸化炭素	25,953	25,211	24,309	23,650	23,441	23,634	22,993	22,163	▲ 14.6%	▲ 3.6%
メタン	249	246	236	237	235	235	241	237	▲ 5.1%	▲ 1.7%
一酸化二窒素	564	563	523	540	536	578	581	571	1.2%	▲ 1.8%
代替フロン等4ガス	515	576	616	706	717	692	732	801	55.7%	9.5%
小計	27,282	26,596	25,684	25,133	24,930	25,139	24,547	23,772	▲ 12.9%	▲ 3.2%
吸収源活動による吸収量		▲ 847	▲ 861	▲ 812	▲ 816	▲ 815	▲ 679	▲ 655	-	-
合計（吸収量含む）	27,282	25,749	24,823	24,321	24,114	24,324	23,868	23,117	▲ 15.3%	▲ 3.1%

（2）主な取組状況（令和4～5年度 環境生活部分）

① みえ省エネ家電購入応援キャンペーン

家庭における温室効果ガス排出削減とエネルギー費用負担の軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、みえ省エネ家電推進協力店舗で省エネ性能の高い冷蔵庫・エアコン等の製品を購入した方に対し、キャッシュレスポイント等を交付するキャンペーンを実施しました。同キャンペーンにより、約2,000t-CO₂の温室効果ガス排出削減につながりました。この削減量は、総合計画の家庭部門における省エネ家電の普及による削減見込み量の約10%となります。

（購入対象期間：令和4年12月1日～令和5年4月27日）

② 自家消費型太陽光発電設備の導入促進

ア 太陽光発電設備等共同購入

太陽光発電設備や蓄電池を一括して発注することによるスケールメリットを活かした価格低減を図る共同購入事業を 29 市町の協力のもと実施しました。

(参加募集期間：令和 5 年 5 月 16 日～9 月 13 日)

イ 太陽光発電設備等設置費補助

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、事業者と個人向けの太陽光発電設備と蓄電池を導入するために必要な経費の一部を補助する事業を行っています。

(事業者向け募集期間：令和 5 年 8 月 9 日～11 月 6 日、個人向けは 12 市町が補助事業者として事業を実施しています。)

③ 地球温暖化対策計画書制度ヒアリング調査

事業活動に伴う温室効果ガス排出削減の自主的な取組を進めるため、令和 4 年度から「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に対して、計画書の進捗状況等について個別にヒアリング調査を実施しています。

2 気候変動への適応

三重県気候変動適応センターを気候変動影響及び気候変動適応に関する情報収集等の拠点として、同センターと連携し、情報収集、普及啓発等を行っています。

(1) 主な取組状況（令和 4～5 年度 環境生活部分）

① 三重県気候講演会

地球温暖化による気候変動やその影響について理解を促進するため、津地方気象台と連携して三重県気候講演会をオンラインで開催しています。

② 情報誌、リーフレットによる啓発

県民の皆さんに気候変動対策をより身近なものとしてとらえていただくため、情報誌を作成し発信しています。また、三重県沿岸域における養殖水産物への影響予測の結果をまとめたリーフレット「これからどうなる三重の海とさかな」を作成し、水産事業者への啓発を行いました。

3 三重県庁の取組

(1) 温室効果ガス排出実績

県の事務事業における2022(令和4)年度の温室効果ガス排出量(下水道事業、水道・工業用水道事業を除く)は、45,059t-CO₂であり、2013年度と比べて23.5%減少、前年度と比べて0.5%減少しています。(表2)

表2 事務事業における温室効果ガス排出実績(単位:t-CO₂)

	2013年度 排出量 (基準年度)	2021年度 排出量	2022年度 排出量	2030年度	
				目標排出量	基準年度比
電気	38,711	28,130	28,627	/	/
公用車燃料	7,601	6,085	6,007		
庁舎使用燃料等	11,511	10,341	9,655		
その他(水田の耕作、家畜の飼育等)	1,107	835	770		
合計	58,930	45,391 (2013年度比▲23.0%)	45,059 (2013年度比▲23.5%) (前年度比▲0.5%)	28,286	▲52%

	2013年度 排出量	2021年度 排出量	2022年度 排出量	2030年度	
				目標排出量	基準年度比
流域下水道事業(県土整備部)	26,115	24,936	26,602	別途	
水道・工業用水道事業(企業庁)	27,356	23,571	24,794	別途	

(2) 主な取組状況(令和4~5年度)

各部局等において、LED照明化、太陽光発電設備等導入、公用車の電動化、空調設備の更新等の温室効果ガス排出削減に向けた取組を進めています。

① LED照明化

警察本部では、令和4年度に所管の113施設の照明をLED照明に取り替え、前年度上半期と比較して、440t-CO₂の温室効果ガス排出削減につながりました。

② 太陽光発電設備等導入

環境生活部では、令和5年度は伊賀庁舎へPPA(電力販売契約)モデルによる自家消費型太陽光発電設備等の導入を進めています。併せて、電気自動車の導入とソーラーカーポートを整備し、発電した電力を電気自動車に供給することにより走行中のCO₂排出量をゼロにするゼロカーボンドライブの推進に取り組んでいます。

4 総合計画の推進

全庁的に目標達成に向けた取組を推進するため、知事を本部長とする「三重県脱炭素社会推進本部」において、令和5年4月及び8月に推進会議を開催し、総合計画の改定内容や温室効果ガスの削減状況及び各部局等における取組状況等の情報を共有し、関係部局等と連携・調整を図っています。

また、総合計画を着実に推進し、実効あるものとするため、県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」を令和5年9月に開催し、温室効果ガスの排出状況や総合計画の進捗状況等について、委員から評価いただくなど、進行管理を行っています。

6 各種審議会等の審議状況について

(令和5年9月19日～令和5年11月21日)

1 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	令和5年10月27日
3 委員	会 長 豊田 長康 副会長 千種 清美 委 員 岩間 弘 他12名
4 諮問事項	「三重県文化振興計画(仮称)」の策定について
5 調査審議結果	「三重県文化振興計画(仮称)」の骨子案について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和5年11月29日

2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和5年10月18日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 秋山 則子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和5年度の事業進捗状況について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和6年3月頃(予定)

3 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	<p>(1) 三重県環境影響評価委員会小委員会 ((株)ケー・イー・シー桑名事業所における廃棄物焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書)</p> <p>(2) 三重県環境影響評価委員会小委員会 ((仮称)浜島プロジェクト建設事業に係る簡易的環境影響評価書)</p> <p>(3) 三重県環境影響評価委員会小委員会 (木曾岬干拓地整備事業 (第2期) 環境影響評価準備書)</p> <p>(4) 三重県環境影響評価委員会小委員会 ((仮称)桑名市多度町南部土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書)</p>
2 開催年月日	<p>(1) 令和5年9月21日 (現地調査、小委員会)</p> <p>(2) 令和5年9月22日 (現地調査、小委員会)</p> <p>(3) 令和5年9月29日 (小委員会)</p> <p>(4) 令和5年10月20日 (現地調査、小委員会)</p>
3 委員	<p>(1) 小委員会委員長 金子 聡 他7名</p> <p>(2) 小委員会委員長 大野 研 他5名</p> <p>(3) 小委員会委員長 塚田 森生 他9名</p> <p>(4) 小委員会委員長 塚田 森生 他7名</p>
4 諮問事項	<p>(1) (株)ケー・イー・シー桑名事業所における廃棄物焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書について</p> <p>(2) (仮称)浜島プロジェクト建設事業に係る簡易的環境影響評価書について</p> <p>(3) 木曾岬干拓地整備事業 (第2期) 環境影響評価準備書について</p> <p>(4) (仮称)桑名市多度町南部土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について</p>
5 調査審議結果	<p>(1) (2) (4)</p> <p>三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、現地調査と審議を行った。</p> <p>(3)</p> <p>三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、審議を行った。</p>
6 備考	<p>(1) 令和5年11月10日答申</p> <p>(2) 令和5年11月20日答申</p> <p>(3) 次回開催日：令和5年11月24日</p> <p>(4) 令和5年12月頃答申予定</p>